奈良市水道水源保護条例（案）の策定に対する意見募集要項

奈良市ではこれまで「奈良市水道水源保護指導要綱」に基づき、水道水源の保護に努めてまいりました。

しかし、近年の社会環境の変化により、水源流域での土地利用や事業活動の把握が困難になっているほか、水源を取り巻く環境の変化への対応も課題となっています。

市民の皆さまの生命と暮らしを守る安全で良質な水道水を将来にわたって安定供給するため、このたび、水道水源を適切に保全する「奈良市水道水源保護条例（案）」をまとめました。

本条例の制定に向けて、市民の皆さま、事業者、土地所有者など、多くの関係者の皆さまからのご意見を募集します。いただいたご意見は、今後の制度運用の参考にさせていただきます。

１．　公表する資料

奈良市水道水源保護条例（案）の策定について

２．　閲覧できる場所と時間

（１）　企業局ホームページ

（２）　企業局 送配水管理センター水質管理室（奈良市奈良阪町）

（３）　企業局　　企業総務課（３階）

（４）　総務課（市役所北棟５階）

（５）　出張所（西部、東部、北部）

（６）　行政センター（月ヶ瀬、都祁）

※土・日・祝日を除く９時から 17 時まで

３．　意見募集期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１２月１５日（火）まで（必着）

４．　意見を提出できる個人及び団体

（１）　市内に住所を有する人

（２）　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（３）　市内に存する事務所又は事業所に勤務する人

（４）　市内に存する学校に在学する人

（５）　パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

５．　意見の提出方法

・標題を「奈良市水道水源保護条例（案）に対する意見」としてください。

・ご意見と、氏名、年齢、住所、電話番号（法人その他団体の場合は法人（団体）名、所在地及び電話番号）及び区分（上記４．の（１）～（５）のいずれか）を記

載し提出してください。
・郵便及び信書便、ファクシミリ、電子メール及び持参で受付けます。
・ご意見の提出様式は問いませんが、日本語での記入に限ります。電子メールで提出される場合はメール本文にご意見を記入してください。
・別紙「奈良市水道水源保護条例（案）の策定に対する意見提出用紙」に記入の上、提出いただいても結構です。
・ご意見の対象箇所がわかるように、該当ページ、該当箇所を明記してください。
・電話等による口頭での意見は受付いたしません。

6．　意見の取扱い

・提出された主な意見の要点を整理したうえで、ご意見に対する市の考え方を公表します。
・意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合があります。
・提出された個人情報につきましては、公表いたしません。また、本件以外の他の目的にも使用いたしません。
・提出された原稿等は返却いたしません。

7．　意見の提出先

(1) 郵便及び信書便、ファクシミリ、電子メール及び持参

〒630-8104 奈良市奈良阪町　緑ヶ丘浄水場
奈良市企業局 事業部 送配水管理センター　水質管理室
電　　話 ：0742-22-7087
ファクシミリ：0742-27-4636
電子メール：lg-suidou-suisitukanri@city.nara.lg.jp

(2) 持参

〒630-8001 奈良県奈良市法華寺町 264 番地 1
奈良市企業局　経営部　企業総務課

8．　問合せ先

〒630-8104 奈良市奈良阪町　緑ヶ丘浄水場
奈良市企業局 事業部 送配水管理センター　水質管理室
電　　話 ：0742-22-7087
ファクシミリ：0742-27-4636
電子メール：lg-suidou-suisitukanri@city.nara.lg.jp